**平成２３年（フ）第２９２号**
北九州市八幡西区上上津役３丁目20番31―304号
債務者　川田　洋子（旧姓佐野）
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第３０７号**
北九州市小倉北区清水３丁目11番９号
債務者　吉滿　知子（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第３２３号**
北九州市小倉南区徳力団地110番101号
債務者　池内美代子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第３２６号**
北九州市若松区高須南４丁目４番15―506号
債務者　福山　佳代（旧姓新本）
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第３３６号**
北九州市小倉南区北方３丁目64番11号
債務者　佐藤　純子
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第３３９号**
北九州市小倉北区中井１丁目８番８―405号
債務者　山内　賢
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第３５８号**
北九州市小倉南区沼本町４丁目13番14―201号
債務者　中山　美子
1　決定年月日時　平成23年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月28日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２３年（フ）第７３号**
福島県郡山市安積町荒井字柴宮山３番地の11
債務者　阿部カメヨ
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２３年（フ）第９６８号**
名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地　市営梅森荘23棟110号
債務者　ツヅキサービスこと　都筑　正二
1　決定年月日時　平成23年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２５４号**
神戸市中央区日暮通１丁目５―３ドリームハイツⅠ102号、住民票上の住所神戸市中央区国香通３丁目１番２―901号
債務者　中村　昇
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第４０５号**
兵庫県三木市志染町西自由が丘１丁目196番地、従前の住所兵庫県三木市福井２丁目４番16号
債務者　木下　昇
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第４０６号**
兵庫県三木市志染町西自由が丘１丁目196番地、従前の住所兵庫県三木市福井２丁目４番16号
債務者　木下　昇次
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第４１２号**
神戸市東灘区住吉宮町１丁目２番18―410号
債務者　森　雅子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第４３０号**
神戸市長田区花山町２丁目14番16―201号
債務者　平野　尚子
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第４３７号**
神戸市北区中里町２丁目１番地の１　Ｂ―201号
債務者　谷中　明美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成23年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　神戸地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第９号**
兵庫県たつの市神岡町東觜崎564番地８
債務者　根本　篤志
1　決定年月日時　平成23年５月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　神戸地方裁判所龍野支部

**平成２３年（フ）第２６号**
山口県柳井市柳井4801番地１
債務者　本田　周太（旧姓田名部）
1　決定年月日時　平成23年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月29日まで　山口地方裁判所岩国支部